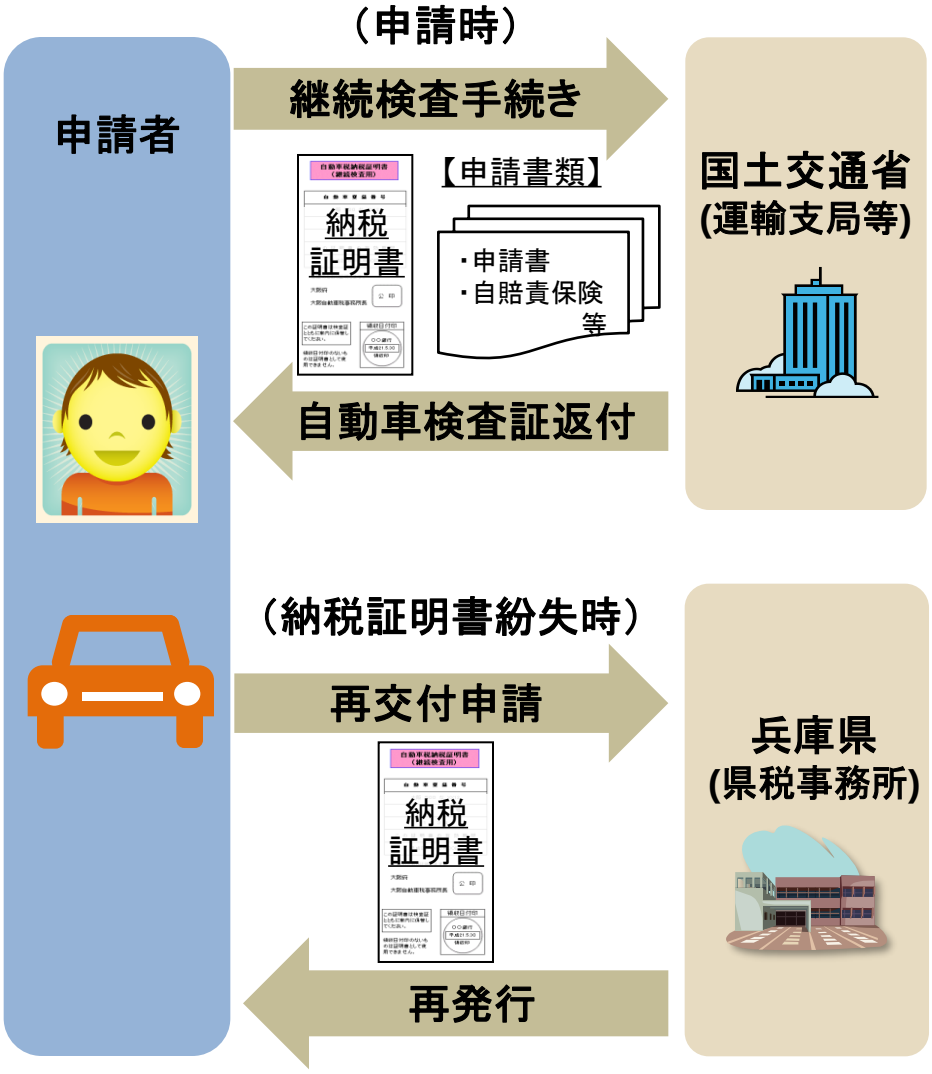
納 税 確 認 の 電 子 化

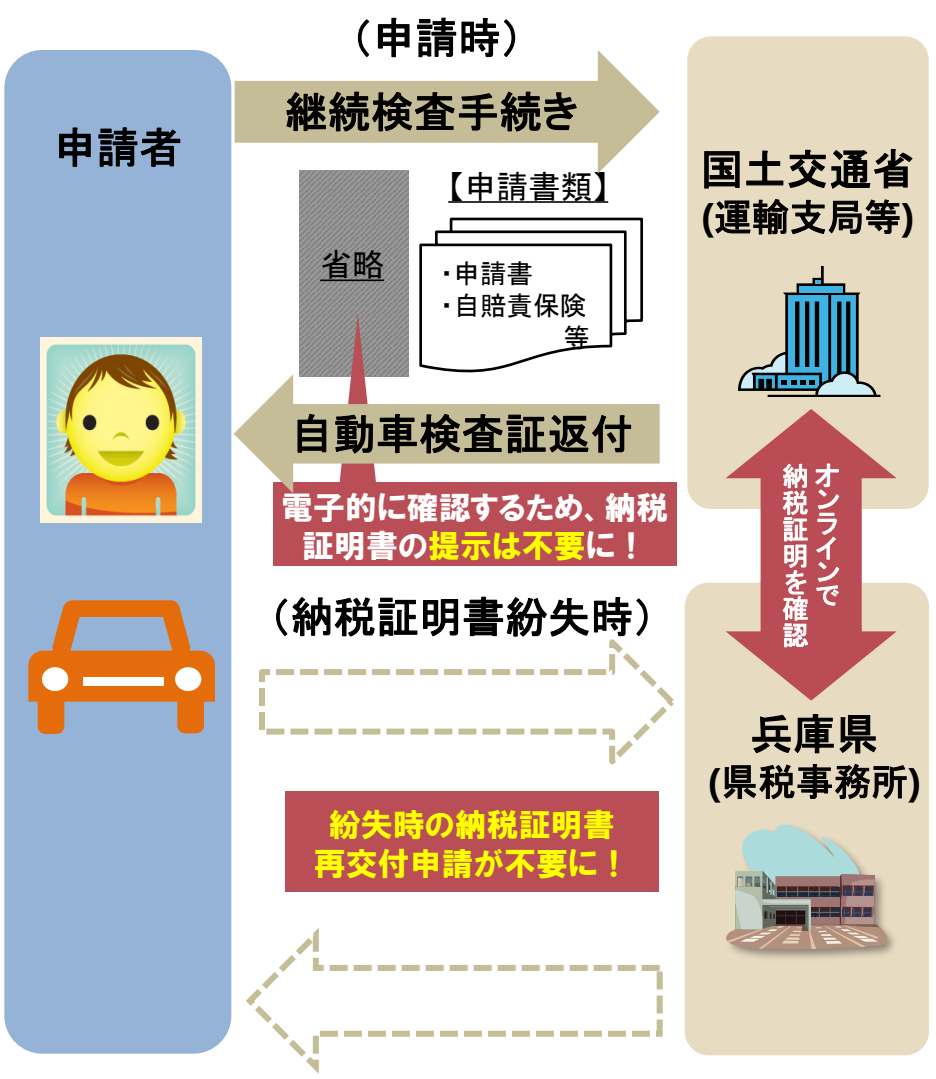
平成27年9月24日から、車検更新時における納税証明書の運輸支局への提示が省略できます

※自動車税に滞納があると、これまでどおり自動車検査証の返付は受けられません。

■平成27年９月２４日までの申請の流れ



■平成27年９月２４日以降の申請の流れ



【ご注意ください】

○ 自動車税を納付後、概ね１週間以内に車検を受ける場合は、納税証明書が必要です。

○ 車検有効期限を長期間経過した自動車は、運輸支局で納税確認できない場合があります。

（その他の注意事項）

※1　4月1日以降他県のナンバーから兵庫県に転入した自動車の納税確認については、4月1日現在の登録都道府県にお問い合わせください。

※2　抹消登録（廃車）、名義変更等、車検以外の目的で納税証明書が必要な場合は、申請方法について県税事務所へお問い合わせください。

※3　車検を業者に依頼される場合は、納税通知書等に添付の納税証明書で業者の方が確認される場合がありますので、納税証明書は車検証と一緒に大切に保管してください。

兵　庫　県・県税事務所